**【Ver2認定品の再審査用】**

**未利用繊維、リサイクル繊維**

エコマーク商品類型No.105「工業用繊維製品Version3」付属証明書

本付属証明書は、エコマーク商品類型No.105「工業用繊維製品Version3」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日：20 | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 申込商品名（商品ブランド名） |  |
| 申込者（会社名） |  | 印（社印を捺印） |

|  |
| --- |
| ＜付属証明書の作成方法＞1. 認定基準ごとに設けられた「記入欄」に申込製品に該当する内容**（青字部分）**をチェック・記入して下さい。
2. 「添付証明書」欄の記入表、「記入欄」に記載されている書類を提出して下さい。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄／添付資料　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| エコマーク表示　（予定）について記載下さい | 表示媒体　※ 原則として、製品、カタログなどにエコマークを表示すること[ ]  **製品 ／**[ ]  **包装 ／**[ ]  **Web** [ ]  **商品説明書（パンフレット・カタログ・リーフレット）**[ ]  **取扱説明書 ／ その他 （ ）** |
| エコマーク表示予定設計図 | 表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）　※下記①および②の表示が確認できる原稿をご提出下さい。※「エコマーク商品認定・使用申込書」の｢エコマーク表示見本｣の画像をご使用下さい。1. 「エコマーク」を含む文言
2. エコマーク認定番号または使用契約者名

（表示例）　148_消音ユニット_坊主エコマーク認定番号○○○○○○○○ |
| 【表示無しの理由】：エコマークを表示しない（予定）場合 |

**「4-1-1．主環境要件に関する基準」（1）未利用繊維・リサイクル繊維の使用を選択した場合**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要／記入欄　 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| (1) | 製品全体の総質量（繊維部分質量）に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たす。ウエス、ダストクロス、不織布ワイパーは表2を満たす。表1　（概要）　　**※該当する□にチェックを入れて下さい**

|  |  |
| --- | --- |
| 繊維の種類 | 基準配合率 |
| 未利用繊維 | [ ] 70%以上 |
| リサイクル繊維 | [ ] 反毛繊維 | 70%以上 |
| [ ] ポリマーリサイクル繊維 | 50%以上 |
| [ ] ケミカルリサイクル繊維 | 50%以上 |
| [ ] 故繊維由来ポリマー/ケミカルリサイクル繊維 | 25%以上 |
| [ ] その他のリサイクル繊維 | 50%以上 |

表2　（概要）　　**※該当する□にチェックを入れて下さい**

|  |  |
| --- | --- |
| 該当製品 | 基準配合率 |
| ウエス | [ ] 検品による不良布、古着および古布を裁断したリサイクル布が100%使用されている |
| ダストクロス不織布ワイパーなど | [ ] 繰り返し使用する製品であって、表1の基準配合率を満たす[ ] 通常繰り返し使用しない製品(一度きりの使用で廃棄される製品)であって、製品全体の総質量(繊維部分質量)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が70%以上 |

 | 記入表１A(Excelファイル) | 申込者、製造事業者等 |
| 記入表2 | 繊維材料供給事業者 |

**「4-1-2.有害物質に関する基準」**

| 項目 | 基準概要／記入欄　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| --- | --- |
| (6) | 製品の各種加工について、該当する□にチェックを入れて下さい。[ ]  **下記の加工はいずれも行っていない。**[ ]  **防かび加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している　 ・有機水銀化合物、トリフェニルすず化合物、トリブチルすず化合物が検出しない　**⇒　加工剤のSDSを提出して下さい。**[ ]  **蛍光増白加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **柔軟加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **衛生加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **抗菌加工をしており、以下を満たす。**・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している**⇒　SEKマーク等の認証の写しを提出して下さい。**[ ]  **製品漂白加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **難燃・防炎加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している・APO、TDBPP、ビス(2･3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物が検出しない・PBB、PBDE、短鎖塩素化パラフィン、ヘキサブロモシクロドデカンの使用がない**⇒　加工剤のSDS、CASNo.、または防炎物品・防炎製品認定証の写し(毒性審査コードを含む)****を提出して下さい。**[ ]  **フッ素系撥水、はっ油加工、または防汚加工をしており、以下を満たす。**・PFOS、PFOAは非含有または1μg/m2以下である**⇒　非含有の証明、または試験結果を提出して下さい。**[ ]  **プリント加工をしており、以下を満たす。**・表9①～③に定める染料・顔料（記入表8参照）、およびクロムを使用していない・乳幼児製品に該当する場合、DEHP、DBP、BBP、DNOP、DINP、DIDPの基準値(0.1wt%以下)に適合する[ ]  **防虫加工をしており、以下を満たす。**・ディルドリン・DTTBの使用がない |
| (7) | 遊離ホルムアルデヒド量は表7の基準値に適合する。（屋内で全く使用しない製品は対象外）表7（抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象製品 | 試験方法 |
| 屋内製品 |
| 300ppm以下 | 厚生省令第34号 |

[ ]  **適合する　／**[ ]  **適合しない** |
| [確認・証明方法][ ]  **生地毎または製品出荷ロット毎等で検査を行い**、ホルムアルデヒドの量を確認している。[ ] 遊離ホルムアルデヒド量が**基準値以上になる染色・樹脂加工は行っていないことを****確認している。**[ ]  **旧基準（Ver2）での認定時と使用材料が変わっていないか、同等のものを使用している。**[ ]  **試験結果を提出する。　⇒　添付して下さい**[ ]  **その他**（以下に確認方法を記載して下さい。）【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| (8) | 製品に使用する染料、顔料において、表9①～③（記入表8）に定める染料・顔料を使用していない。[ ]  **満たす　／**[ ]  **満たさない****⇒　記入表8を提出して下さい。（染色した材料全てについて確認を行っていれば、代表1点でも可**）かつ、クロムの使用がない。クロムを使用する場合は羊毛のみで、製品が表5の基準を満たし、染色工程におけるクロムの排水処理が適正に管理されていること（排水基準として六価クロム化合物0.5mg/L以下、または該当する法規制値のいずれか厳しい方を満たしていること ）。　　　　　表5

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物質名 | 対象製品 | 試験方法 |
| 乳幼児(36ヶ月未満) | 成人(36ヶ月以上)他 |
| 六価クロム | 0.5 mg/kg以下（検出限界以下） | 0.5 mg/kg以下（検出限界以下） | EN ISO105-E04-2014OekoTex |
| 総クロム | 1mg/kg以下 | 2mg/kg以下 | EN ISO105-E04-2014OekoTex |

[ ]  **クロムの使用がない**[ ]  **羊毛のみクロムの使用がある　⇒　記入表8、試験結果、排水の証明を　提出して下さい** |
| (9) | 製品は、ポリマー骨格にハロゲン系元素を含むプラスチックおよび繊維の使用がない。（着色材、添加剤、フッ素系加工剤を除く）。　[ ]  **使用なし　／**[ ]  **使用あり**⇒　**使用ありの場合**には、以下の該当欄にチェックを入れて下さい。[ ]  **防炎物品または防炎製品**[ ]  **使用後回収・リサイクルされる製品**[ ]  **使用期間が平均して20年以上の製品** |

**「4-1-3.その他の基準」**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要 | 記入欄　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (10) | 申込商品の最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規および公害防止協定などを順守している（過去5年間）。または、過去に生じた違反は適正な改善をはかり、再発防止を講じて順守している。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ****⇒　過去5年以内に違反があり、****適正な改善等を行っている場合、****または従業員300人以上の工場は、****記入表12を提出して下さい。** |
| (11) | 包装は、ポリマー骨格にハロゲン系元素を含むプラスチックの使用がない。 | [ ]  **はい　　／**[ ]  **いいえ**[ ]  **包装なし** |
| 包装は、省資源、繰り返し使用、リサイクル容易性、異種材料の分離容易性、材質表示に配慮している。 | **包装材の材質を記載して下さい**【　　　　　　 　　】 |
| (12) | 使い捨て製品ではない。（ウエスなどの一度切りの使用で廃棄される製品であるが、解説P14の使い捨て製品に該当しない場合を含む） | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |

**「4-2.品質に関する基準」**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要 | 記入欄**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (13) | 製品の品質について、JIS規格、業界や検査機関などの規格、または自社規格などにより、品質管理を行っている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |

**「5.配慮事項」**

**認定の要件ではありませんが、配慮が望ましい事項です。記入欄にチェックを入れて下さい。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要 | 記入欄**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (1) | 申込商品または同様な代表商品について、LCAを実施しており、環境負荷低減効果が確認され、かつ、その結果が公表されている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |
| (2) | 使用後のリサイクルに配慮した設計を行っている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |
| 使用後の製品の回収およびリサイクルに対する取り組みを定常的に実施、または定期的に自治体、団体、小売店舗などで行われる取り組みに参加、協力を行っている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |

 記入表2-105 V3（(1)未利用・リサイクル繊維）

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料証明書（未利用・リサイクル繊維）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日：  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 【発行企業名】 | 【発行担当者】 |
| 印　　（社印を捺印） | 住所： |
| 部署： | 役職： |
| 氏名： |
| TEL： | E-mail： |

＊発行者は、未利用繊維・リサイクル繊維の繊維材料供給事業者

供給する繊維材料【原綿・糸・生地・他（　　　）】について、以下の通り証明します。

１．生地等の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 生地等の品番 | 素材名（混用率） | 未利用原料、リサイクル原料の供給事業者 | 未利用繊維、リサイクル繊維の製造事業者 | 繊維の種類、未利用原料・再生原料の配合率 |
| 例）ECO-1 | E100 | ○×環境㈱ | ABC紡績㈱　 | ケミカルリサイクル繊維○% |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※【混用率の略号】ポリエステル：E、綿：C、羊毛：W、アクリル：An、ナイロン：N、レーヨン：R、キュプラ：　Cu、アセテート：A、ポリウレタン：Pu、ポリエチレン：Pe、ポリプロピレン：Pp

※作業用手袋に使用する未利用繊維、反毛繊維の場合は、ポストコンシューマ素材注1）の割合も明記下さい。

２．原料の詳細（該当する**□**にチェックして、枠内を記載下さい）

|  |  |
| --- | --- |
| 繊維の種類 | 原料の詳細具体的な発生場所、発生内容、素材名を以下に記載 |
| [ ] 未利用繊維 | [ ] コットンリンター／[ ] 廃植物繊維※／[ ] 紡績時に発生する短繊維※ |
| [ ] リサイクル繊維[ ] 反毛繊維[ ] ポリマーリサイクル繊維[ ] ケミカルリサイクル繊維[ ] 繊維由来リサイクル繊維注2）[ ] その他のリサイクル繊維 | [ ] 故繊維（[ ] ボロ／[ ] 屑繊維）／　[ ] 使用済みPETボトル[ ] プラスチック製品の製造工程から発生した端材・不良品（製品種類、素材名を記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　）[ ] その他※：具体的に以下に記載※プレ・ポストのいずれか分かるよう記載注1）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 【ケミカルリサイクルの場合：再生モノマーの種類】[ ] カプロラクタム／[ ] EG／[ ] BHET／[ ] DMT／[ ] テレフタル酸／[ ] その他（　　　　　　　　　　） |
| ※繊維の種類がその他のリサイクル繊維の場合、および原料の詳細が廃植物繊維、紡績時に発生する短繊維、その他に該当する場合は、具体的に発生場所、発生内容、再生処理の方法を記載して下さい。リサイクル原料の供給事業者と製造事業者が同じ場合は、同一の工程内でリサイクルされるものではないことも併せて説明下さい。 |

注1）プレコンシューマ素材（プレ）：製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料又は不良品

ポストコンシューマ素材（ポスト）：製品として使用された後に廃棄された材料または製品

注2）繊維由来リサイクル繊維の適用を受ける場合は、直近1年間程度の再生原料の受入量（投入量）とその内訳（故繊維、その他廃プラスチックなど）の実績、およびポストコンシューマ素材の故繊維の受入れ体制と実績についての資料を添付。

※本証明書の発行者が未利用繊維・リサイクル繊維の製造（紡糸・紡績）事業者以外の場合、本ページの提出が必要です。

※未利用繊維・リサイクル繊維の製造事業者が海外事業者の場合、未利用繊維・リサイクル繊維の使用に関する環境ラベルの取得、第三者機関による認証や監査を受けている場合はそれらの資料、あるいは未利用繊維・リサイクル繊維の製造について説明している事業紹介のパンフレットや技術資料などを添付下さい。

３．未利用繊維、リサイクル繊維の担当工程と確認方法

|  |  |
| --- | --- |
| 紡糸（紡績）から発行者の担当工程までのフロー図と事業者名 |  |
| 未利用原料・リサイクル原料の使用および配合率について、発行者が実施している確認方法 | [ ] 調達先に対する契約書[ ] 仕様書や製品内容の証明書[ ] 第三者機関による認証や監査（機関名：　　　　　　　　　　　　）[ ] 発行者自身による現地監査[ ] その他（具体的に記載　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※必要に応じてエコマーク事務局が上記書類の提出を求める場合があります |

記入表8‐105 V3

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

染料・顔料証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日： |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| （発行者：原着・染色・製品印刷工場）事業者名：工場名： | 印（社印又は責任者印） |

＊発行者は、染色工場等

**該当する項目の□いずれかにチェック・記載をして下さい。**

[ ] 　本工場で用いる顔料・染料について、クロムおよび以下の①②③に記載がある顔料、染料の使用は一切ありません

[ ] 　品番名【　　　　　　】に用いる顔料・染料について、クロムおよび以下の①②③に記載がある顔料、染料の使用は一切ありません

[ ] 　品番名【　　　　　　】に用いる顔料・染料について、羊毛のみクロムの使用があります※。

また以下の①②③に記載がある顔料、染料の使用は一切ありません

※クロムの使用がある場合、製品の試験結果および排水基準を満たす証明書の添付が必要です。

1. 分解して下記の発癌性アミン類（24物質）を生成する可能性があるアゾ系染料

（JIS L 1940-1 およびJIS L 1940-3（ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2）により下記の芳香族アミンの検出値が30mg/kgを超えて検出されるもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 92-67-1 | 4-Aminobiphenyl | 838-88-0 | 4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane |
| 92-87-5 | Benzidine | 120-71-8 | p-Cresidine |
| 95-69-2 | 4-Chloro-o-toluidine | 101-14-4 | 4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane  |
| 91-59-8 | 2-Naphthylamine | 101-80-4 | 4,4'-Diaminodiphenylether |
| 97-56-3 | o-Aminoazotoluene  | 139-65-1 | 4,4'-Diaminodiphenylsulfide |
| 99-55-8 | 2-Amino-4-nitrotoluene  | 95-53-4 | o-Toluidine |
| 106-47-8 | 4-Chloroaniline  | 95-80-7 | 2,4-Diaminotoluene |
| 615-05-4 | 2,4-Diaminoanisole  | 137-17-7 | 2,4,5-Trimethylaniline |
| 101-77-9 | 4,4'-Diaminodiphenylmethane  | 90-04-0 | o-Anisidine |
| 91-94-1 | 3,3-Dichlorbenzidine  | 95-68-1 | 2,4-Xylidine |
| 119-90-4 | o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine | 87-62-7 | 2,6-Xylidine |
| 119-93-7 | o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine | 60-09-3 | 4-Aminoazobenzene |

② 発癌性染料（9物質）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 569-61-9 | C.I. BASIC RED 9 | CI 42500 | 573-58-0 | C.I. DIRECT RED 28  | CI 22120 |
| 2475-45-8 | C.I. DISPERSE BLUE 1 | CI 64500 | 2832-40-8 | C.I. DISPERSE YELLOW 3 | CI 11855 |
| 3761-53-3 | C.I. ACID RED 26 | CI 16150 | 632-99-5 | C.I. BASIC VIOLET14 |  |
| 2602-46-2 | C.I. DIRECT BLUE 6 | CI 22610 | 82-28-0 | C.I.DISPERSE ORANGE11 |  |
| 1937-37-7 | C.I. DIRECT BLACK 38  | CI 30235 |  |  |  |

③ 皮膚感作性染料（21物質）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2475-46-9 | C.I. DISPERSE BLUE 3 | CI 61505 | 12222-97-8 | C.I. DISPERSE BLUE 102 |  |
| 12222-75-2 | C.I. DISPERSE BLUE 35 |  | 2581-69-3 | C.I. DISPERSE ORANGE 1 | CI 11080 |
| 12223-01-7 | C.I. DISPERSE BLUE 106 |  |  | C.I. DISPERSE ORANGE 76 | CI 11132 |
| 61951-51-7 | C.I. DISPERSE BLUE 124 |  | 2872-48-2 | C.I. DISPERSE RED 11 | CI 62015 |
| 2832-40-8 | C.I. DISPERSE YELLOW 3 | CI 11855 | 3179-89-3 | C.I. DISPERSE RED 17 | CI 11210 |
| 730-40-5 | C.I. DISPERSE ORANGE 3 | CI 11005 | 119-15-3 | C.I. DISPERSE YELLOW 1 | CI 10345 |
|  | C.I. DISPERSE ORANGE 37 | CI 11132 | 6373-73-5 | C.I. DISPERSE YELLOW 9 | CI 10375 |
| 2872-52-8 | C.I. DISPERSE RED 1 | CI 11110 |  | C.I. DISPERSE YELLOW 39 |  |
| 2475-45-8 | C.I. DISPERSE BLUE 1 | CI 64500 |  | C.I. DISPERSE YELLOW 49 |  |
| 3179-90-6 | C.I. DISPERSE BLUE 7 | CI 62500 |  | C.I. DISPERSE BROWN1 |  |
| 3860-63-7 | C.I. DISPERSE BLUE 26 | CI 63305 |  |  |  |

以上

記入表12‐105V3

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規等順守証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日：　　　　　　 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| (会社名)(工場名) 　(社印又は(責任者名)役職名　　　　　　氏名 印 責任者印) |
| 工場住所： |
| TEL　　： |

\* 責任者名は最終製品を製造する工場長（もしくは相当する工場の責任者）

\* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

１．申込商品の製造にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など（以下「環境法規等」という）を順守していることを証明します。

（以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。　**別紙一覧提出可**）

|  |  |
| --- | --- |
| 工場に関連する環境法規等の名称 | 備考 |
| [ ]  大気汚染防止法 |  |
| [ ]  水質汚濁防止法 |  |
| [ ]  騒音規制法 |  |
| [ ]  振動規制法 |  |
| [ ]  悪臭防止法 |  |
| [ ]  その他： |  |

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること（例：○○県○○環境保全条例、○○市公害防止協定）

２．本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。

　　　（該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、**違反とは、行政処分、または行政指導などを指します**。）

　　[ ] 　過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。

[ ] 　創業**（　　　　年）**以来、関連する環境法規等の違反はありません。

　　[ ] 　過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

|  |
| --- |
| a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの) |
| b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)3)記録文書の保管について定めたもの4)再発防止策(今後の予防策)5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果) |

　　[ ] 　過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

　　　　以上